**開発許可事務の権限移譲に関するお知らせ**

**平成２７年４月１日から、都市計画法に伴う開発許可等の許可権者が小川町になりました。**

**権限委譲に伴う許可基準の主な変更点は以下のとおりです。**

* **町条例５条１項２号（県条例６条１項２号）の隣接市町村の範囲が、広がりました。（嵐山町、ときがわ町、寄居町、東秩父村）※市街化区域を除く。**
* **法３４条１２号自己居住用住宅が、兼用住宅（一低層で建築可のもの）も建築可能になりました。**
* **申請書添付書類について、雨水計算書は開発面積500㎡以上のみ添付となりました。**
* **完了検査について、排水施設（雨水計算書の必要なものを除く）は最終桝のみの検査となります。その他（周り間等）は、これまで通りです。**

**※開発面積500㎡未満（雨水計算不要）の場合**

**・公告前建築等承認申請は、原則として承認しません。**

**・適合証明は、工事完了検査後に申請してください。**

**小川町都市政策課　開発建築担当**